平成30年第1回定例会 総務文教常任委員会審查記録(1日目)

- 1 日 時 平成30年3月1日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
 - 議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第23号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例制定について
 - 議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第26号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について
 - 議第27号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第28号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第29号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第31号 市有財産の譲与について
 - 議第32号 市有財産の譲与について
 - 議第33号 市有財産の譲与について
 - 議第34号 市有財産の譲与について
 - 議第56号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)
 - 議第57号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議第11号 平成30年度村上市土地取得特別会計予算
 - 議第12号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員(9名)

小 杉 武 仁 君 1番 2番 木 村 貞 雄 君 稲 葉 久美子 君 4番 大 滝 国 吉 君 3番 三 田 敏 秋 君 佐藤 重陽 君 5番 6番 7番 河 村 幸 雄 君 8番 鈴 木 好 彦 君 9番 鈴 木 いせ子 君

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

 竹 内 喜代嗣 君
 本 間 善和 君
 小 杉 和 也 君

 小 田 信 人 君

7 地方自治法第105条による出席者

なし

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

副 市 長 忠 聡 君 課 長 佐藤憲昭君 総 務 百 課 参 事 石 田秀一君 同課人事管理室長 同課総務・危機管理室副参事 政 課 同課契約檢查室長 同課財務係長 同課管財係長 政策推進課長 同 課 参 事 同課企画政策室長 同課企画政策室係長 同課情報化推進室長 自治振興課長 同課自治振興室長 同課自治振興室係長 同課公共交通係副参事 会計管理者会計課長 消防 長 消防本部次長 消防本部総務課長 選管 · 監查事務局長 監查委員事務局次長 選管事務局次長 荒川 支 所 長 支 所 神林 長 支 所 長 朝 日 北 支 山 所 長

田村富夫君 博 君 五十嵐 覚 君 田邉 敏 君 大 西 長谷部 淳 君 直毅君 須 貝 山田 和浩君 木 村 祐 君 東海林 豊 君 美 君 林 奈 中 村 豊昭君 光 一 君 Ш 崎 川龍也 君 前 須 友 也 君 三 細 野 弘 明 君 中 村 るみ子 君 研 一 君 長 邦 広 君 島 //\ 松淳志君 倉 佐藤 直 人 君 良 君 鈴 木 原 明 君 菅 小 Ш 剛君 鈴 木 芳 晴 君 沢深雪君 岩 藤一浩君 斎

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一 次 長 大 西 恵 子

(午前10時00分) 委員長(鈴木いせ子君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、担当課長(政策 推進課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 おはようございます。それでは、議第21号のご説明をさせていただく。議第21号は、 村上市過疎地域自立促進計画の変更についてである。本計画は、過疎地域自立促進 特別措置法に基づき、財政上の特別措置等を受けるため、その計画期間を平成28年 度から平成32年度までの5年間とし、策定したものである。このたびの変更内容に ついては、防災行政無線整備の区分を生活環境の整備から交通通信体系の整備に変 更したほか、村上総合病院移転新築事業、学校教育施設改修事業、山北会館改修事業等の追加搭載を行い、新たに過疎債の適用を受けようとするものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものである。なお、この計画変更については、新潟県との協議手続を既に終えており、去る1月5日付で異議ない旨の回答をいただいているところである。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

佐藤 重陽 大体内容はわかった。ちょっとお尋ねしたいのだけれども、ちなみに大体村上市の 財政規模というか村上市程度の規模で、過疎債の話はちょっと触れたけれども、過 疎債の限度というのは目安があるのだろうと思うのだが、どの辺が村上市規模の限 度としての目安になるのか、わかったら教えていただけるか。

財政 課長 決まった限度額というのはなくて、ちょっと本会議のほうでもお話をいたしたけれ ども、その年度、年度の全国的な要望内容等に応じて相対的に変わるものであるけ れども、毎年私どもも大きな事業によって年度の差はあるけれども、ほとんど決ま ったような額を限度額としていて、それでこれからも推移していくものというふう には考えてはいる。

佐藤 重陽 財政課長、言いづらいのかもしれないけれども、だから大体財政当局として、村上 市の事業やる中での過疎債の年度、年度の目安はどれぐらいのところで抑えよう、 またどれぐらいのところまでは使えると、そんなような感覚的と言ったらおかしい けれども、そういう目安というのは持っていないのか。

財政 課長 大体20億円程度から推移していることから、20億円を目安という形になるかと思う のだ。

佐藤 重陽 しかし、毎年度20億円ということになると、やっぱり幾ら優良債とはいえどもかなりの債務が残ってくるわけだけれども、その辺も当然照らし合わせながら計画変更の中で研究と折衝しているのだろうと思うのだけれども、そういう意味でのその過疎債運用に対する問題というのか、財政課としてこういう部分は非常になかなか幾ら優良債とはいえども使い過ぎだとか、こういう分野でこうだとかと、何か指標になるような、今回もそうだけれども、その年によって、その中心事業によって計画変更、今後のその市の基本計画によっての変更なんかが出てくるわけだろうけれども、あえてこういうことが心配だ、問題だというふうに見ている部分というのはないのか。

財政 課長 過疎債については、永久的に保障された債権ではないということが1つある。期限 があるのだけれども、いずれにしても国のほうの措置なのだけれども、今後も仮に その過疎債という形でなくなった場合であっても、似たような事業債を組めるよう な国の政策のほうで手当てをしてもらいたいというのがある。本当に先ほど申し上 げたように、年度、年度で相対的な金額になるのだけれども、ある程度の額は確保 されるとは思うけれども、若干不安定な面については、確かに非常にこちらとして も、要するに過疎債が全部充当された場合、認められた場合と仮に認められなかった場合の手当てのほうについて、2本立てで考えているというのが現実であるので、その辺について若干頭を悩ませているところではある。

佐藤 重陽 わかった。過疎債、優良債ということである意味では使いやすい、しかし使い過ぎると果たしてこれは本当に恒久的な村上市のための事業に有効なのか、いろいろ課題も出てくるのだろうと思うのだ。そんなことあわせ持ちながら、難しい問題ある

が、ほどよくというか、財政運営上も含めて計画をよく見直しながら、また立てな がら進めていただきたいと思う。以上。

木村 貞雄

私、一般質問でたくさん言ったわけなので、余り話はしないのだけれども、この過疎法というのは昭和45年から始まって議員立法でなったのだけれども、その後10年とか分かれたときもあったのだけれども、国勢調査して、要するに日本全国の状況を調べて、そして次の過疎債に対する取り組み方いろいろあって、当初はハード事業でやってきたのだけれども、平成に入ってからソフト事業にも細かいところまで気配りしてやってきて、そのおかげで私ども恩恵を受けているわけだけれども、これがやはり今課長からおっしゃったように、時限立法あるので、今回は平成33年が期限なのだけれども、心配されるのはその後がどうなるかというのは、今課長も話しの中でなくなればほかのもの何か出てくるのだろうというようなあるけれども、そういった心配はないのか。

政策推進課長

委員おっしゃったように、この過疎関係については昭和54年の4月から始まったものだと思う。そして、10年ごとに更新されてきていて、今回平成24年6月に5年間延長になって、現在の期限だけれども、平成32年度末までというふうになっているが、毎年この期限を迎えるに当たり更新、更新ということでこれまでも来ているし、またこれを継続するようにということで要望も出している中ではある。その中で、楽観視をするわけではないけれども、同じものになるのか、また若干中身が変わってくるのかわからないけれども、当然継続していく、継続していっていただくようにこちら、市としても努力していきたいなというふうに思っている。

木村 貞雄

継続していくように努力すると言ったけれども、今回のこの変更に関しては、私は 反対するものではない。むしろ村上総合病院の補助金に対して、この過疎債を利用 したというのはすばらしいことだと思っている。これが本当にただ25億円を補助す るのと、過疎債を適用して補助するのは、相当な額の違いがあるので、村上市の財 政に関しては本当によかったなと思っている。先ほど申したように、先のことが心 配されるので、市長のほうでも次の世代に償還を任せることはしないという考えな ので、やはりそういう考えの中でやってもらいたいと思う。答弁は要らない。以上 である。

[委員外議員]

竹内喜代嗣

簡単な疑問で、過疎債を使っていった場合、決算カードで全国の自治体の状況はわかるわけなのだが、公債費負担比率で経営指標はわからない。ここにはどういうふうにあらわれてくるのか。今年度交付税でここに出てくるわけだ。ほかの自治体と比べて見たときにわけわからなくなる。素人だとわからないのだが、教えてもらえないか。

財政 課長

過疎債だけ入って、市債はいろんな債権を利用しているのだけれども、事業債利用しているのだけれども、それらの合計で要するに基準となる金額と割るわけなのだけれども、他の自治体、類似団体にしても、その公債費比率だけでは何の債権を使っているかわからないので、単純にその過疎債の比較というのはできないのではないかなというふうに思う。

竹内喜代嗣

財政の健全化の目安としては、やっぱり公債費負担比率を見ればいいということだね。

財政 課長 それが一つの指標になると考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長 (政策推進課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 では、議第22号であるが、関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてである。本案は、村上市議会の議決すべき事件を定める条例第5条の規定により、議会の議決をお願いするものである。このたび追加をお願いいたすのは、病児保育施設の利用に関して昨年11月29日に開催した第2回村上岩船定住自立圏共生ビジョン審議会においても、村上岩船定住自立圏共生ビジョンへの追加についてご審議いただいているものである。今後関川村議会においても、同様の議決をいただき、今のところであるが、3月23日付で変更の調印、3月末に変更後の共生ビジョンの公表を

(質 疑)

佐藤 重陽 ちょっとお尋ねするけれども、これで結構なのだけれども、この共同利用するということで、その負担金的なものは何か出てくるのか、関川村に対して。

予定しているものである。以上、よろしくお願いいたす。

政策推進課長 出ているかと思うのだが、事業実施そのものが福祉課の事業になっているものだから、申しわけない、細かい金額までは今お答えできる状況にないということでお許しいただきたいと思う。

佐藤 重陽 金額の中身はいいのだ。では、何らかの形で負担金をいただいている、そういうことになるわけだね。

政策推進課長 いただいているということでご了解いただければと思う。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第23号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、 担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第23号については、今ほど委員長が申されたように村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえ、村上市個人情報保護条例において指紋データ、旅券番号等の個人識別符合が個人情報に該当する等の個人情報の定義の明文化及び思想、信条、宗教等その取り扱いに特に配慮を要する記述が含まれる個人情報、いわゆる要配慮個人情報の範囲の明確化及びその取り扱いを見直し、その他所要の改正を行うものである。なお、これらの改正に伴い、村上市情報公開条例における行政文書

の公開の際、保護される個人情報の定義の改正及び村上市営住宅条例における条項

ずれの改正を行うものである。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

佐藤 重陽 ないみたいな、余談みたいになってしまうけれども、実はついせんだって私のところに苦情の電話が入った。今思い出そうと思って考えていたのだけれども、なかなか思い出せないのだけれども、除雪のことかなんか、要は電話で何か照会したところ、思わぬところで個人情報だからということで突っぱねられたと。その人は、もしかしてその人にだから私は突っぱねたのかななんて最初思っていたのだけれども、ちょっと内容忘れたのだけれども、考えてみると、いや、確かにちょっと言い方悪かったのでないかなと。女性が何とかでなんて、しまいには別な人にかかって係長がどうとかなんて、大分抗議めいたことを言われたのだけれども、その個人情報に対する取り扱い方というのは、職員の方にそういう研修会的なものは当然あるのだろうし、説明もしているのだろうけれども、何か職員として庁内で画一的に取り扱い方をマニュアル化できるようなことがあるのであればしておいてもらったほうがいいのかなと。その言葉の使い方で、その言葉の端を取って文句言ってくる人がいるから、単にそんなことである。

総務 課長 ご指摘ごもっともだと思う。当市において、特に職員の例えば注意すべき事項だとか、市民に対する対応の仕方だとか、そういったマニュアルは今のところないわけであるので、その辺については、今後私総務課に来たときにそういうのを、三条とかいろいろつくっているところもあるので、見習ってつくるべきかなというふうには考えていたが、なかなかいろいろ多忙極めていて、済んでいないのが現状であるが、今佐藤委員のご指摘にもあったように、今後検討してまいりたいと思う。

小杉 武仁 この新旧対照表見ると、大きく変わっているところが事業者に対する指導及び助言 等というところが削除になっているね。この削除となる理由というのは、どういう ところにあるのか。

総務 課長 総務・危機管理室副参事に答弁いたさせる。

総務・危機管理室副参事 お答えする。今ほどのご指摘は、前にあった第39条と40条が削除になったという件だと思うが、これについてこの改正のもとになったのが個人情報保護法の改正である。それが昨年の5月に改正になったわけだが、改正前の個人情報保護法では5,000人以下の事業者に対する個人情報というのは法の適用外だったものであって、この改正によって5,000人以下の事業所のものも対象になったということで、条例で定める必要がなくなったので、削除したと、そういうことである。

小杉 武仁 わかった。

[委員外議員]

本間 善和 ちょっとお尋ねしたいのだけれども、この条例の施行日が10月1日というのはなぜ、 どんな理由があってなのか、ちょっと教えていただきたいと思う。

総務 課長 同じく総務・危機管理室、先ほど失礼した。副参事である。副参事に答弁いたさせる。

総務・危機管理室副参事 お答えする。施行日が10月1日になった理由といたしては、今ほどの改正の中で要配慮個人情報の収集の範囲が変わるということはご説明したと思う。今までも、要配慮個人情報というのは収集していたわけだけれども、その定義が明確化されたことによって、収集の制限に当たる範囲が変わるおそれがあるので、そこ

ら辺の精査をした上で、法令に基づくものは収集してもいいのだけれども、それ以外のものについては、審議会等に諮って意見を聞いて実施機関で決定する必要があるので、10月1日に施行するということである。近隣の他市の状況を伺っても、改正は3月、10月ないし1月に改正するというのが多いというふうに聞いている。以上だ。

本間 善和 そうすると、審議の中でご意見を聞いて、その後10月1日で施行になっていくというようなお話だけれども、この条例の中でその審議の中で、例えばご意見の中で審議の中でこれおかしいよというようなご意見が出たような場合はどういう審議になるのか。条例の議案はここで議決しておいて、そしてその審議というものは何の意味を持つのかと思って、ちょっと。

総務・危機管理室副参事 具体例挙げて申し上げると、例えば病歴なんかも要配慮個人情報になるということである。それで、今までも思想、信条に基づくものについては、収集の制限となっていたのだが、その定義が前は曖昧というのは言い方も変なのだけれども、それと現在収集しているものと、今度定義が明確化されて収集するものというのは差異があるおそれがあるので、それをまず精査する必要があるということで時間をいただきたいということだ。それで、条例の施行日が10月ということだけれども、今の収集の範囲が違うというのは、村上市として収集していいものがどれかということを決めるという意味なのだけれども、それについては法令に基づくものについては収集が可能なのだ。それ以外のものについては、審議会の意見を聞いた上で村上市長なり実施機関がこれは必要だなと思うものは収集していいというような条例のつくりになるものだから、その作業のために半年間必要だということである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 制定についてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受け た後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第24号は、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定についてである。本案は、本市議会議員の期末手当における支給月数を 0.05月分引き上げようとするものである。本市議会議員の期末手当については、国 の特別職の期末手当の支給月数に準じており、既に昨年12月の国会において国の特 別職給与法の改正が成立している。その改正後の期末手当の支給月数に合わせるも ので、適用は平成29年12月1日にさかのぼり実施しようとするものである。よろし くお願いいたす。

(質 疑)

木村 貞雄 委員長、これは期末手当なのだけれども、この報酬等の関係あるので、そのことに 対しての審議会についての質問していいか。

鈴木委員長 少々お待ちください。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木委員長 では、どうぞ。

木村 貞雄

今回の期末手当に関しては、特別反対もしないのだけれども、本市で合併後10年たっているのだけれども、その報酬等審議会の関係で議会のほうに何の話も来ていないね、現在まで。それで、その委員は10人ぐらいだと思うのだけれども、平成21年に審議会を開催して、その後なかったのだけれども、平成27年度からやるようになって、その中でその委員の中から毎年、毎回やってくれというような意向でやってきていると思うのだけれども、それにもかかわらず私どものほうに全くその話も来ていないし、最近近年議会改革特別委員会というのをつくったわけだけれども、そこの中でも何も話も出てこないので、その辺はどうなっているのか。

事務 局長

今ほどの件について、議会事務局のほうからお答えをさせていただきたいのだが、まずもって今ほどお話あったとおり、今の件については、先日行った議会改革特別委員会の中でもご質疑があって、そこで一定の結論を得たところである。私が申し上げるのもなんですが、今ほどのこの議題になっている議案と直接関係のないところでもあるので、今のご質問についてはまた改めてご説明申し上げるなりさせていただきたいと思うが、いかがか。

鈴木委員長 木村委員、よろしいか。

木村 貞雄 はい。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

議第25号は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、3つの理由によって改正を行おうとするものであって、1点目がことばとこころの相談室の指導員の勤務時間改正に伴う月額報酬の増額によるものである。2点目が児童福祉法改正による相談業務の専門性や調査、訪問等のソーシャルワーク業務が求められ、精神保健福祉士や言語聴覚士等の専門職の配置が必要となることが見込まれることから、項目を設けるものである。3点目については、平成30年3月31日付で勤労青少年ホームが廃止となることから、項目を削るものである。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

佐藤 重陽

私これ賛成なのだ。ただ、ちょっとここで本当にもっと検討が必要なのではないかなと思うのは、この附属の資料あったよね、資料、新旧対照表。その中に、ここには今変わるところの部分しか出てきていない。新設された精神保健福祉士とその言語聴覚士の月額報酬しか出ていないのだけれども、この新旧対照表の中に出ていて、私果たしてこれでいいのかなと思っていたのは、例えばこの学童との違い、学童というか、子育て支援をこれから力を入れてやっていかなければいけないという割に

は、その教育支援センター、ことばとこころの相談室のこの月額報酬が勤務時間に よって今変わると言ったので、勤務時間だけの差なのであれば、これはもうそれは それでいいのだろうけれども、学童保育児童館、これらの月額報酬、またその精神 保健福祉士、言語聴覚士は25万円とちょっと高いわけだ。これは、必要資格によっ ての、またそういう分野での一般的な給与体系みたいなのを調べたのかもしれない けれども、ちょっとやっぱり違いが大きいので、もう少しその職務によって違うの だ。また、資格によって違うのだという部分も、当然加算給的なものもあってしか るべきだろうとは思うのだけれども、この開きが何で違うのかというところが少し 見てとれるというか、わかるような形にしないと果たしてどうなのだろう。同じ時 間、ここで言うならば例えば学童保育所に私勤務していると。そこでは資格が要ら ないかもしれない。もしかしたら、保育士の資格が要るかもしれない。資格が要る のだとしたら、資格試験、保育士という資格と例えば言語聴覚士という資格等の資 格料金というのか、その手当の違いが例えば何万円あるのだというのだったら、そ れはそれでまた仕方のないことなのかもしれないけれども、でも何か違うのではな いかなというふうな、特に今子育て支援ということで力を入れていかなければいけ ないという中で、そういう差というのを少しずつ詰めていかないと、今臨時職員の 保育士さんのパート料金的なものも年々変えてきているけれども、それは角度見て 変えると、例えばこの間も一般質問にも出ていたけれども、学童保育所の指導員で あれば、それががたんと同じパートであったり、臨時職員であったとしてもちょっ と違っているみたいなところがあるみたいなので、そういうの基準というのはその 職務によって違うのだと言ってしまえばそれまでなのだけれども、もう少しこれは 仕方ないかのというよりも、もうちょっと納得できるような給与体系にしたほうが いいのか。特に違いがあるものに関しては、これはこうだからはっきりこうなのだ みたいなところが見てとれるような形にしてあげないと、変な不満、または外から 見て余り、何なのだろう、村上市のその人件費のあり方みたいになってきてしまう のかなと思ったのだけれども、その辺考え方いかがなものか。

総務 課長

ごもっともなご意見だと思うが、今回ことばとこころの相談室の指導員の報酬等に ついては、今まで9時から夕方の4時までの6時間勤務であったものを、8時半か ら午後5時までの7時間30分勤務になるということで、これで報酬を上げるもので あって、資格等についてはいろいろ有資格、無資格あるわけであるが、例えば保育 士の時間を持っているとかいうことでこの職務につく場合もある。それから、今ほ ど学童の有資格者等については幼稚園、保育園の資格をお持ちの方、また制度変わ って県知事が行う講習会に出席すればよろしいよというふうなことになっている。 私ども改めてこの児童福祉法が今後大幅に変わって、そのソーシャルワーク業務が 求められているにもかかわらず、村上市には相談をする人がいないということで、 実は昨年度村上市に多額の寄附をいただいた。この寄附については、福祉等に充て ていただきたいということで、この寄附を使って、子どもが生まれた親御さんが本 当にこの子は耳聞こえるだろうかというふうな心配もある。そういったこともある、 その精神保健福祉の分野では、ややもすると村上市がおくれてと言えば語弊あるけ れども、その辺が手薄なところもあるので、そういうことを充実していきたい。要 するに相談業務を拡充していきたい、これが必要だろうということで、それから月 額報酬については、県内の自治体の状況を勘案して決定させたものである。なお、 この非常勤特別職の報酬等については、さきの議会でも申し上げたが、平成32年の

4月から地公法等の改正があって、ほとんどの非常勤特別職の職務が臨時というか、22条雇用になる。22条雇用になって期末手当、要するにボーナスを払うような対応に、フルタイムの場合なる可能性があるということで、その臨時の雇用する場合の給与表も当然設定しなくてはいけないということで、あわせて今はその言語聴覚士だとか精神保健福祉士を入れているが、最終的にはこれは給与表に基づく職務ということで、平成30年度からこれを改正しようということになるので、暫定的にはここに入れさせていただいたが、そんなことで平成32年に向けて大幅な改正が必要になってくる。そんなことでご勘弁いただきたいと思う。

佐藤 重陽

わかった。そういう給与表的なものが作成されることで、誰に何を言われることは 今もないのだろうけれども、やはり誰が見てもおかしくないというような決まり方 が一番いいのかなというふうに思っているし、あと一点、私も今話をしていてちょ っと気になったのが、ちょっと話はこれとは違うか、だめだったらだめでいいのだ けれども、考え方だけ。今その学童保育所とか児童館、指定管理に出し始めている よね。そうしたときに、今指定管理出しているのは希楽々か、神林から出ていると 思うのだけれども、そこに勤めるその職員というのは、希楽々の中の職員になるわ けだけれども、そういう指定管理出した人たちのその待遇というのは市と違いが出 てくるのか。それとも、ああいう指定管理出したところは、市の規定に合わせても らうような待遇になるのか。

総務 課長

市でこれだけの人件費を払いなさいということは言えないわけであるので、実際問題として開きがある場合もある。ただ、今問題になっているのは、人材が不足しているということで、例えば学校の支援する支援員とあわせてその学童の指導員ということを兼ねる場合ある。これは、例えば3時間とか4時間でその人の生活費それ賄うことができるかどうかというのもあるわけであるので、その辺は雇用の形態が少し変わってくるので、総合的に検討しなければならないわけだが、指定管理の人件費と村上市の給与が同じであるということは保障はできない。大変申しわけないが、そういうことになっている。

佐藤 重陽

わかった。でも、何となく市の仕事の指定管理として受けてもらってそこに勤めている人、そうだ、やっぱり私もちょっと聞いたのだ。その希楽々が指定管理に入ったことによって、今まであった交通費がなくなった。八百幾らのが幾らになったみたいなあったみたいなので、それももともとその市から指定管理を出すときに、その職員もともとそうやって置くというふうな考え方で移行させたのでないかなと思うのだ。ところが、中に勤めている人にしてみると、今までより待遇が改善されるのだったらいいけれども、今までより悪くなるということはどうなのだろうなみたいな話が出ていたので、その辺市が関与できる部分というのは限られているのかもしれないけれども、やはり市の施設管理を任せているという意味ではある程度のところ、指定管理に出すときには入札とか公募の中で一応決めるということになっていわけだから、その辺の待遇も考えていかないと、なおさら人が集まらないなんていうになると困るから、その辺もどこまでできるかわからないけれども、ある程度指導、監督する必要があるのかななんて思うので、検討してみていただきたい、このように思うけれども。

総務 課長

ごもっともであると思う。実は、この指定管理制度の出発点が行政が管理するのでは経費がかかるので、指定管理に出そうというのが出発点だった、ここに一番の問題があったのかなというふうに思っている。であるので、指定管理をする指定管理

の事業者が雇用を確保して、その従業員が元気で夢と希望を持って指定管理していくことが理想であるので、その辺のことは今内部で指定管理のその指定管理料の指定のあり方を少し検討しているところである。

稲葉久美子

済みません、学童保育の指導員の金額については、今お話し聞いたので、わかったのでのだが、勤務年数については、雇用期間については2年更新ということは、今学童のほうはやっていると思うのだが、その精神保健福祉士とか等についてはどんなになっているか。

総務 課長 今のところは1年という期限で考えて、更新ありということで考えている。

稲葉久美子 学童のほうは2年だよね。

総務 課長 福祉課のほうでどういう契約しているかはわからないが、契約でお願いしているので、市が委嘱をしているのは間違いないのだが、一応契約という体制をとっているものだから、2年だったとは思うのだけれども、その辺ちょっと確認とれない。申

しわけない。

稲葉久美子 了解した、聞いているところは2年というふうに聞いているのだけれども。

[委員外議員]

竹内喜代嗣

先ほど佐藤委員もおっしゃったのだけれども、希楽々の理事長さんから非常に困っているということで、あるいは指定管理の問題であるけれども、とりあえずこの学童保育、児童館か、希楽々でやっているのだけれども、市が雇用している人たちの賃金はとても出せないということであった。ぜひとも検討してということなので、見直していただきますようお願い申し上げる。

総務 課長 見直していきたいと思う。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6

議第26号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

議第26号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。市長、副市長及び教育長の給与月額について、1月に開催された特別職報酬等審議会から引き上げの答申をいただいたところである。その答申に基づいて、本年4月1日から給与月額を引き上げようとするものである。また、先ほど提案いたした議第24号と同様に、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数について、改正後の国の特別職給与法の支給月数に合わせ0.05月分引き上げようとするものである。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

佐藤 重陽

これはこれでいいと思うのだが、参考までにまた余談で聞かせていただきたいのだけれども、今の村上市の特別職の報酬というのは、県内20市の中でいくと新潟、長岡、上越はちょっとはみ出しているのはよくわかるけれども、大体どの辺の位置にあるものか。

総務 課長

20市では、市長の給与については20分の18である。下から3つ目である。それから、副市長、教育長は17番目、下から4つ目だ。なお、余談であるけれども、議長の報酬も18番目である。議員の報酬も17番目、非常に安い。

佐藤 重陽

決してそうなると、規模によって違うだけではないと思うので、私ら議員もそうだけれども、仕事は仕事、皆さん村上市の市長と新発田市の市長とか仕事が極端に違うわけないので、やはりその職務を遂行するために十分足り得るだけの環境を保てるような報酬は考えていかなければいけないだろうと思うので、毎年徐々にでも、村上市の景気ということもあるが、そう言ってしまうと全体を落ち込ませることになるので、どこかが引っ張るという意味では、批判もあるけれども、公務員またこういう形の特別職にかかわるとか行政にかかわる方々が少し引っ張っていかないと上らないところというのはあると思うので、やっぱり民間を刺激する意味でも考えていったほうがいいのかなと思うので、以上だ。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7

議第27号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題 とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

議第27号は、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてで ある。本案は、昨年の新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、本市においても職員の 給与条例について改正を行おうとするものである。改正内容といたして、1点目は 給与法の改定であり、公務員給与格差の結果、公務員給与が民間給与を486円、率に して0.13%下回っていることや、人事院勧告の内容を踏まえ、国の俸給表に準拠す る引き上げを行うもので、給与表の平均改定率は0.12%であって、平成29年4月1日 にさかのぼり適用するものである。2点目は、期末勤勉手当の改正である。民間に おける特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上 げるものであり、平成29年12月1日にさかのぼり適用するものである。3点目は、 扶養手当の改定である。県の改定同様、国の取り扱いに準拠し、配偶者に係る手当 額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げようとするものである。 なお、適用に当たっては、受給者への影響をできるだけ少なくするため、平成30年 4月1日から段階的に実施しようとするものである。ちなみに、現行であると配偶 者扶養手当が1万3,000円、子が6,500円になっている。本来だと、平成31年4月1日 からは配偶者手当が6,500円、子の扶養手当が1万円になるが、この影響をできるだ け少なくしたいということで、平成30年4月1日から暫定的に配偶者手当を1万円、 子どもの扶養手当を8,000円に1年間だけしたいと考えている。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

竹内喜代嗣 あらかじめこの議案の問題点、総務課長にもあるいは人事室長にもお尋ねをしたと

ころであるが、合併当時、平成20年4月合併だったのだが、ラスパイレス指数でそれぞれ差異があったわけだよね。それがどのくらいの差であったかということと、それぞれの市町村で違ったわけだが、どれくらいであったかということをまずお聞

きしたいと思う。

総務 課長 竹内議員に提出した資料今手元にないが、大体5ポイントから7ポイント・・・申

しわけない。旧村上市の場合93.6%、それから荒川町については88.1%、神林村が

90.9%、朝日村が89.1%、山北町が86.6%ということである。

竹内喜代嗣 今回のこの人勧を受けての改正が提案されているわけだけれども、この10年間あっ

たわけだが、これでこの差は解消されることになるのか。

総務 課長 ラスパイレス指数というのは、国を基準として考えているので、100になるというこ

とはない。九十数%または八十数%で推移されるものと思っている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(鈴木いせ子君)休憩を宣する。

(午前10時58分)

委員長(鈴木いせ子君)再開を宣する。

(午前11時10分)

日程第8 議第28号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、 担当課長(自治振興課長 川崎光一君)の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

自治振興課長 議第28号は、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてである。

本案は、議第31号から議第34号について市有財産の譲与にも提案しているが、集落 集会施設を関係地縁団体へ移譲を進めるものである。今回は、山北地区北田中集落 開発センター、北黒川集落開発センター、下大鳥ふれあいセンター、朝日地区茎太 集落センター、この4施設を移譲することに伴い、本条例から削除するものである。 よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第29号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担

当課長(消防長 長 研一君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 それでは、議第29号である。村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、平成30年1月26日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴って、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料を政令のとおり改正するものである。これについては、新旧対照表39から53Pにつけている。よろしくお願いいたしたいと思う。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

小杉 和也 これ政令改正というふうに今伺ったのだけれども、なぜ政令改正が行われたのかを お伺いしたい。

消 防 長 これについては、原則として3年ごとに見直しということで定められていて、平成 29年度がそれに当たっていたものである。こちらについては、いろいろ人件費単価 等物価水準の変動等を勘案した改正ということで定められたものである。

小杉 和也 そうすると、準特例屋外タンクの部分が4万円上がっているけれども、その4万円 の差額も今の説明の差額だという理解でよろしいか。

消防長そのとおりである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第31号 市有財産の譲与について、議第32号 市有財産の譲与について、議第33号 市有財産の譲与について及び議第34号 市有財産の譲与についてを一括議題とし、担 当課長(財政課長 田邉 覚君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 議第31号から34号までの4議案は、市有財産の譲与についてである。先ほどの議第 28号でも説明があったけれども、集落集会施設を関係地縁団体に移譲するものである。議第31号については北田中集落開発センターを北田中集落自治会に、議第32号は北黒川集落開発センターを北黒川集落自治会に、議第33号は下大鳥ふれあいセンターを下大鳥自治会に、議第34号は茎太集落センターを茎太区にそれぞれ移譲するものである。これら4件の市有財産の譲与は、対価もなくかつ村上市財産の交換、 護与、無償貸与等に関する条例に該当しないことから、地方自治法96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。よろしくお願いをいたす。

(質 疑)

木村 貞雄 別に反対するものではないのだけれども、合併して10年もたっている。ずっと変わってきているので、この認可地縁団体に入った集落とか、地区ごとに整理したのを欲しいのだけれども、いかがか。

自治振興課長 当課のほうに資料があるので、後ほど提供可能かと思う。

(「それらを買った人がどこにいる」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長 資料は議員皆様、1人だけでよろしいか。その資料欲しい方。 (何事か呼ぶ者あり)

鈴木委員長 では、1人で。

(「そういう問題」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長 そういう問題でないか。

(「だから出したほうがいい」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長 では、課長全員にお願いする。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木委員長 委員会に下されば配るので、お願いする。

自治振興課長 了解いたした。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号から議 第34号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第56号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)についてを議題と し、担当課長(財政課長 田邉 覚君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長

第56号、平成29年度土地取得特別会計補正予算(第2号)だ。今回の補正は、歳入 歳出予算の総額にそれぞれ1,290万2,000円を追加いたし、予算の規模を1億2,792万 2,000円に総額しようとするものである。こちらのほうだが、平成7年、土地開発の 基金によって街路事業の代替地として先行取得していた荒川地区の下鍜冶屋地内の 土地について、既にその用途を失っていて、市としても利活用見込みがないことか ら今後売却等により処分するため、この土地取得特別会計を経由いたして一般会計 によって買い戻しをいたして基金整理を行うものである。初めに、歳入についてで ある。7 P、8 Pをごらんください。第1款財産収入について、土地売払収入で 1,290万2,000円を追加いたした。この金額だが、これは平成7年にこれ、この土地 は国から購入したものであるけれども、そのときの価格である。これは、後ほど審 査をお願いいたす一般会計補正予算でこの分の土地購入費を計上している。次に、 次のページの9P、10Pの歳出のほうになる。第2款諸支出金、1項1目土地開発 基金費で、説明欄のとおり土地開発基金積立金3,000円を追加いたした。これは、平 成7年からの貸付期間の振りかえ運用利率0.001%に基づいて算出いたした利子相 当額の2,983円、こちらを基金に積み立てるものである。その下の2款2項2目土地 開発基金償還金1,289万9,000円を追加いたした。当初予算で項目計上されていた 1,000円と合わせて基金に償還するものである。この土地については、宅地2筆分で 合計404.32平方メートルとなっている。以上、よろしくお願いをいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第56号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第57号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、担当課長(政策推進課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 それでは、議第57号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号) についてご説明させていただく。これは、歳入歳出予算の総額からそれぞれ220万円 を減額し、予算の規模を5億4,830万円にしようとするものである。それでは、8Р、 9 Pをごらんください。補正内容であるが、歳入において、3款1項1目一般会計 繰入金から190万4,000円を減額し、4 款前年度繰越金で 5 万4,000円を追加、5 款諸 収入の雑入から道路改良工事等支障施設工事補償料35万円を減額するものである。 次に、10P、11Pをお開きください。歳出において、1款1項1目一般管理費の職 員人件費に給与改定の調整分といたして14万6,000円を追加し、1款1項2目山北地 区施設維持管理費の工事請負費から240万円を減額するものである。これは、県施工 の(仮称)新鵜泊トンネル工事の開通に合わせ廃止となる鵜泊トンネルから光ケー ブルを移設する予定だったが、トンネル工事がおくれているため、年度内に工事が 行えなくなったもので、この予算については改めて平成30年度当初予算に計上させ ていただいた。次に、第2条の繰越明許費についてである。予算書の4Pに戻って いただいて、第2表、繰越明許費のほうをごらんください。これは、先ほど申し上 げたとおり(仮称)新鵜泊トンネル工事の進捗工事がおくれていて、工事を委託し た光ケーブルを収容するための埋設管路についても年度内に工事が完了できないこ ととなったので、次年度に繰り越して執行しようとするものである。以上、よろし

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

くお願いいたす。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第57号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第11号 平成30年度村上市土地取得特別会計予算についてを議題とし、担当課長(財 政課長 田邉 覚君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、予算書の225 Pからになる。30年度の土地取得特別会計の当初予算である。 よろしいか。

鈴木委員長 皆さん、よろしいか。

財政 課長

225だ。平成30年度の予算の総額は、前年度と同額の2万円としている。初めに、231、 232 P の歳入になる。第1款の財産収入で、土地開発基金運用収入1万7,000円を計 上いたした。また、土地売払収入、土地開発基金借入金及び雑入をそれぞれ1,000円 の項目計上をいたしている。次に、233 Pからの歳入だが、第2款諸支出金の土地開 発基金利子積立金で、運用収入分の1万7,000円を計上し、償還金を項目計上したほ か、第1款財産取得費及び第3款予備費においても、それぞれ項目計上をしている。 なお、土地開発基金、平成30年度末現在の見込み額が3億2,506万7,226円となる見 込みである。内訳は、現金分で1億3,956万7,226円、土地現物分で1億8,548万 8,953円というふうになる見込みである。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号は、起 立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

議第12号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計予算についてを議題とし、担当課 日程第14 長(政策推進課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 それでは、議第12号、平成30年度情報通信事業特別会計予算案である。ページのほ うは235Pとなる。お開き願う。予算の総額であるが、5億8,340万円として、前年 度比プラス9.4%、4,990万円の増額となっている。次に、歳入であるが、241P、242P をお開き願う。第1款分担金及び負担金で、情報通信施設負担金に55万円を計上い たしている。2款使用料及び手数料については、前年度と比較して2.4%減の5,271万 3,000円を計上いたした。これは、加入世帯数の減少を見込んだことによるものであ る。3款繰入金では、一般会計繰入金として前年度比較で5,100万8,000円という大 幅な増額となるが、総額で5億201万7,000円を計上させていただいている。増額の 主な要因であるが、神林地域における機器入れかえが終了したことに伴って、平成 29年度はシステムのリース等に要する費用が数カ月分だったものが、平成30年度は 通年分を見込んだことによるものである。そのほか、5款諸収入では例年とほぼ同 額の2,811万8,000円を計上させていただいたものである。次のページをお開きくだ さい。歳出についてご説明させていただく。1款1項1目、項番1の一般管理費に ついては、3,395万1,000円を計上いたした。前年度から61万1,000円の減となってい る。増減の主な項目といたしては、告知端末再設定手数料が神林地区の端末入れか えが完了したことにより、前年度計上額の82万4,000円を皆減させていただいたほ か、11番目の工事補修等材料費について、在庫量の調整によって前年度より50万 7,000円増の260万7,000円を計上させていただいたことによるものである。続いて、 項番2の人件費については、担当職員分の人件費である。続いて、1款1項2目の 施設管理費であるが、項番1、山北地区施設維持管理経費に1億704万5,000円を計 上させていただいた。これは、前年度と比較して605万2,000円の減となっている。

主な増減の理由であるが、3番目の修繕料を150万円減の850万円に、また(仮称) 鵜泊トンネル工事、鵜泊トンネルへの埋設管工事委託料1,600万円を皆減させていた だいて、市道府屋・碁石線トンネル封鎖関連の工事などで1,380万円を工事請負費に 計上させていただいたことによるものである。続いて、項番2の朝日地区施設維持 管理経費であるが、これはおおむね例年どおりの維持管理経費となっている。次の ページをお開き願う。項番3、神林地区施設維持管理経費であるが、8,782万2,000円 を計上いたした。これは、前年度と比較して5,610万2,000円増のプラス176.9%と大 幅な増額となっている。主な理由といたしてだが、告知端末機の入れかえに伴うレ ンタルやリース期間の通年化に伴って、8番目の告知端末機借上料であるが、前年 度と比較して1,054万9,000円増の1,894万3,000円を、また11番目、システム使用料 は、前年度と比較して1,277万6,000円増の1,950万5,000円を、一番最後になるが、 情報センター等機器リース料は、前年度と比較して3,223万8,000円増の3,568万 7,000円を計上させていただいた。このシステムのシステム入れかえ関連の3項目の 合計であるが、前年度と比較して5,556万3,000円の増となっている。次に、2款公 債費では、起債償還元金2億1,242万1,000円を、利子に549万2,000円を計上させて いただいた。また、3款予備費であるが、前年度から100万円を減額し、200万円を 計上いたした。以上、簡単ではあるが、平成30年度情報通信事業特別会計予算案の 説明を終わらせていただく。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

木村 貞雄

歳入のほうから、241 P、242 P だけれども、今年度はその中で使用料の関係で減少するわけだけれども、説明のとおり加入者の世帯は減少しているわけなのだけれども、これはやはり近年のその空き家に影響する、それと同時に加入者の減少という意味合いが強いのか。

政策推進課長 委員おっしゃるとおり、人口減少に伴う世帯数の減、それが空き家になって取り外 しというようなことが生じている。

木村 貞雄 その中で、滞納繰越分なのだけれども、これ見ると変わらないで同じような状況な のだけれども、この辺についてはどうなのか。

政策推進課長 滞納繰越分について、ほとんどの家庭がNTTの引き落とし料金と一緒に口座振替で引き落としをお願いしていたところである。ただ、引き落としの今度形態が変わって、NTTの料金と一緒にできないというようなことで、直接今度口座振替で市のほうに納入していただくような方向に変わったものだから、それによって手続をされていない方が直接納付になってしまうということもあって、一時的にやはり滞納がふえた年度があった。ただ、当然そのまんまではまいらないので、この滞納を減らす努力、支所も含めてさせていただいているので、おおむね現在は昨年度と同額だろうということで計上させていただいたものである。

木村 貞雄 説明によっては直接納付という、これからそういうふうな状況になるのか、納付の やり方。

政策推進課長 直接納付は、あくまで口座振替等がまだ手続をされていない方の分であるので、市 としてはやはり口座振替等に変更していただきたいということで、そちらの手続を 進めてまいりたいと思っている。

木村 貞雄 それでは、歳出のほうなのだけれども、次のページの山北地区の関係なのだけれど も、今ほどの繰越明許費とも関係あるのだけれども、鵜泊トンネルのことだけれど も、この管路等設備使用料についても、これも予算上がっているのだけれども、この管路については、やはりほかのNTTとかそういうものを借りるような形になるのか。

政策推進課長 委員のおっしゃったとおり、ほかのNTT等で埋設した管路等を借りてなるべく安くというようなことも考えている。

木村 貞雄 その分の上がった分の計上しているこの251万8,000円というの、これ今度どこへ行 くのか。

政策推進課長 この山北地区の管路については、昨年度は147万5,000円であった。今年度、平成30年度は201万8,000円ということで、54万3,000円の増ということになるわけだが、鵜泊トンネルだけということではなく、トンネルの名称ちょっと私度忘れしてしまったので、その名称等については、情報化推進室長がお答えさせていただきたいと思う。

情報化推進室長 今のところなのだけれども、ふえた分については、山北地区の維持管理費の中で 工事請負費のほうに説明させていただいた市道府屋・碁石線トンネル封鎖関連の工 事請負費があるのだが、こちらの工事を行うとその線をまた動かさなければならな いのだが、その動かし先をNTTさんの埋設管路を使わせていただくということで、 その分がふえている。その分の増だと思っていただければと思う。

木村 貞雄 終わる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(鈴木いせ子君)散会を宣する。

(午後0時03分)